

盛岡広域振興局長告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山王海土地改良区（紫波町）から役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

令和元年7月5日

盛岡広域振興局長 石田知子

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	鎌田 和正	盛岡市西青山二丁目22番18号	花巻市石鳥谷町好地第11地割28番地5